

グループ保険の配当金支払いについて

今年度のグループ保険の配当金については、下記のとおり確定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 配当金支払日 3 月 25 日（火）
配当金、返戻金等は全て給与支払口座にお振込みします。
別途、贈与金等がある場合は、これに合算します。
2. 対象保険 希望者グループ保険
保険期間 2024 年 2 月 1 日～2025 年 1 月 31 日(12 カ月間)
※ 本年 2 月の新規加入者は対象外です。
3. 配当率 保険料支払額の 64.88%
※ 今年度の支払保険金等は 6,500 千円
4. 配当金額 加入している本人・配偶者・子それぞれの保険料支払額の 64.88%
で、10 円未満を切り捨てた額の合算額です。
5. 個人宛通知 3 月中旬に、所属を通じて「配当金支払明細書」を配布する予定です。

以 上

積立共済年金の新規募集、払込保険料及び口数変更等について

今年度の積立共済年金に係る新規募集、払込保険料及び口数変更の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 加入資格

(1) Aコース「税制適格型」…… 定年(60～65歳)までの予定加入期間が10年以上の共済組合員

(2) Bコース「一般型」…… 定年(60～65歳)までの予定加入期間が2年以上の共済組合員

2. 募集期間 2025(令和7)年4月1日(火)～4月21日(月) ※共済組合必着

3. 払込保険料及び加入口数

(1) 「月払」 1口 1,000円(最低5口、最高200口)

但し、Aコース「税制適格型」とBコース「一般型」の2コースに加入する場合の最低口数は、2コースの合算額とします。

(Aコース「税制適格型」は2口以上、Bコース「一般型」は3口以上)

(2) 「半年払」 1口 10,000円(最低1口、最高50口)

但し、夏季・冬季とも同額であることが必要です。

(3) 「一時払」は、別途募集のお知らせをします。(6月中旬頃を予定)

4. 加入日または変更日 2025(令和7)年7月1日付(7月分給与、賞与から天引)

5. 申込方法

職場を通じて申込書・パンフレットを4月1日(火)から配布いたします。申込または変更される方は記入要領を確認の上、申込書のみを職場単位で提出して下さい。

※ 最近入社された方には配布されませんので、必要な方はご連絡下さい。

6. その他

支払保険料及び既積立金から生保会社への事務手数料が控除されるため、一部払出し・中途脱退を行うと元本割れが生じる場合があります。

【注】

○変更のない方及び申込をしない方は、申込書の提出は不要です。

○7月1日以降の予定利率は1.25%ですが、今後変動する可能性もあります。

○適正な運用基金を維持するため、特段の事情がある場合を除き、一部払出しは極力行わないようお願いいたします。

○上記「半年払」または「一時払」については「月払」への加入が前提となっていますので、これらをご希望の方は募集期間中に「月払」の新規加入の申込を行って下さい。

○Aコース「税制適格型」、Bコース「一般型」のコース間の保険料の移行はできません。

○半年払保険料の保険会社への払込期日は7月(夏季賞与時)、1月(冬季賞与時)となっているため、冬季賞与(12月)から控除された半年払保険料は、翌年の保険料控除の対象となり本年分には反映されません。

○2015年10月からのマイナンバー(個人番号)制度実施に伴い、脱退または一部払出しの際の提出書類が変更されていますのでご注意下さい(詳細次頁)。

以 上

**積立共済年金の給付金請求（期間満了による受取、中途脱退、一部払出し）
に係る手続方について（再掲）**

2015 年 10 月からのマイナンバー（個人番号）制度実施に伴い、積立共済年金の給付金請求については以下のとおりとなっていますので、再掲いたします。

記

1. 変更点

加入者または受取代理人が給付金を請求する場合、現行の「給付金請求書」及び請求内容に応じた添付書類に加えて、新たに以下の書類が必要となります。

【新たに提出が必要となる書類】

以下のうちいずれか

- (1) 個人番号カード（個人番号が記載されている面）の写し
- (2) 個人番号通知カードの写し

※但し、氏名や住所等が住民票記載事項と同一の場合のみ使用可能です。

同一でない場合は(3)個人番号の表示がある住民票原本をご提出ください。

- (3) 個人番号の表示がある住民票原本

2. 1. の書類が必要となる請求手続き

- (1) 加入者が、満期若しくは中途脱退に伴い給付請求をする場合

- ①一時金払・・・A コース・B コース合算で、年間の受取合計金額が 100 万円を超える場合
- ②年金払・・・A コース・B コース合算で、年金年額が 20 万円を超える
(年金月額×12 カ月＞20 万円) 場合

- (2) 加入者が死亡し、配偶者等の受取代理人が給付請求をする場合

- ①一時金払・・・A コース・B コース合算で、受取額が 100 万円を超える場合
- ②年金払・・・年金年額にかかわらず必要

- (3) 加入者が、払込期間中に一部請求をする場合

- ① 年間の受取合計額（1 回当たりの払出し額ではありません）が 100 万円を超える場合

3. ご注意

- (1)個人番号が記載された書類は、必ず専用封筒を使用し、これを密封の上、給付金請求書と共に提出して下さい。
- (2)共済組合では、本書類に係る個人番号を閲覧したり、個人番号を保存したりすることはありません。また、本件に係る書類の授受については、限られた担当者のみが行います。
- (3)一部払出しについては、年間の払出し履歴を確認する必要上、少なくとも給付金請求の 2 カ月前までに末尾記載の担当者へ予約の上行って下さい。これ以降に提出された場合、払出し手続きが遅れることがあります。

※ 本件に係るお問合せ先：長嶋 TEL：045（319）2327・2328

以 上

福祉手当金の申請について(再掲)

下記のとおり福祉手当金の申請についてご案内いたします。

記

1. 現在受給している方

最初の受給月が 2024 年 4 月以降の方は、今回の再申請は不要です。それ以外の方は、本年 3 月 24 日（月）までに以下により再申請を行って下さい。

(1) 申請方法

健康保険法上の扶養者であり、かつ、所得税法上の障害者控除の対象者であることの確認を会社にて得た上で、「福祉手当金申請書（再申請用）」を提出して下さい。（後期高齢者は、所得税法上の扶養控除と障害者控除の双方）

(2) 添付書類

- ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または愛の手帳のいずれかの写し
- ② 住民票（申請者と対象者の同居または関係が証明できるもの）原本
- ③ 受給対象者が後期高齢者の場合は、以下の収入を証明する書類
 - ・収入が年金のみの方・・・遺族年金、障害年金その他年金収入全てに係る源泉徴収票または年金振込通知書の写し
 - ・収入が年金以外にある方・確定申告書と遺族年金、障害年金の源泉徴収票または年金払込通知書の写し

2. 初めて申請される方

必要書類を添付の上、「福祉手当金申請書（初回用）」を提出して下さい。内容を審査の上、提出月の翌月分給与支払時から支給いたします。なお、事由発生日に遡及しての支給申請はできませんのでご注意下さい。添付書類については 1. と同様です。

3. 注意事項

- (1) 受給期間中であっても、受給原因が消滅したとき（受給対象者に扶養資格を超える収入があった場合、障害の寛解等により手帳の交付が受けられなくなった場合等）は、速やかに「福祉手当金支給停止願い（書式自由）」を提出して下さい。提出が遅れ、受給原因消滅後に過誤払が生じた場合は、これを返還していただきます。
- (2) 再申請が遅れた場合であっても、申請月の翌月からの支給となります（4 月分まで遡及しての支給は不可）ので、申請漏れにご注意下さい。
- (3) 申請用紙は共済組合ホームページの「申請書等一覧」からダウンロードすることができます。

<https://www.sotetsu-kyosai.jp/>

なお、本件については「共済組合ガイドブック」にも掲載しています。

以 上

■■ 共済組合の業務内容、最新情報等についてはホームページに随時掲載しています。
また、過去の共済組合報、各種申請書用紙、ガイドブックなどがダウンロードできます。

<https://www.sotetsu-kyosai.jp/>